

## 減免の対象となる障害の範囲

身体障害者（身体障害者手帳をお持ちの方）

障害の区分		本人が運転する場合	生計同一者、常時介護者が運転する場合
視覚障害		1 級～ 4 級	
聴覚障害		2 級及び 3 級	
平衡機能障害		3 級	
音声機能、言語障害又はそしゃく機能の障害		3 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合）	
上肢不自由		1 級及び 2 級	
下肢不自由		1 級～ 6 級	1 級～ 3 級
体幹不自由		1 級～ 3 級及び 5 級	1 級～ 3 級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級	
	移動機能	1 級～ 6 級	1 級～ 3 級
心臓機能障害		1 級及び 3 級	
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう又は直腸の機能障害			
小腸の機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級～ 3 級	
肝機能障害		1 級～ 3 級	